

いじめ防止基本方針

いじめに関する現状と課題

- ## いじめ問題への対策の基本的な考え方

- 学 校

い し め 対 策 委 員 会

- 学 校 が 実 施 す る 取 組

- | | |
|--------------------------------------|---|
| ①
い
じ
め
の
防
止 | <p><教職員研修>教職員が生徒のネット利用の状況と指導上の留意点について、情報モラル教育などの研修会を行う。</p> <p><生徒会活動>いじめについて考える期間を設け、生徒自らが考え企画するいじめ防止の意識を高めるための取組を進める。いじめ問題を自分のことと考え、正面から向き合う力や訴える力を育成するとともに、自ら活動できる集団作りに努める。</p> <p><居場所づくり>日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定する。ありがとうチケットを効果的に使い、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。発達障害を含む障害のある生徒、国際結婚の保護者を持つなど外国につながる生徒、性同一性障害の生徒などについて支援を行い、研修を積極的に行う。</p> <p><情報モラル教育>人権教育・道徳教育・特別活動を通して、ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身につけるための情報モラルに関する授業を各学年において1時間行う。</p> |
| ②
早
期
発
見 | <p><実態把握>生徒の実態把握のため「振り返りシート」の取組(アンケート)を毎週水曜日に実施し、年3回の教育相談を行うことで生徒の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。</p> <p><相談体制の確立>教育相談担当の教職員を生徒に周知すると同時に、全ての教職員が生徒の変化を見逃すことなくきめ細かく声かけを行い、生徒がいつでもいじめを訴えたり相談したりできるような体制を整える。</p> <p><情報共有>生徒の気になる変化や行為があった場合は、記録用紙等を利用し、教職員間でいつでも早急に情報共有ができる体制をつくる。</p> <p><家族への啓発>学年だより等を利用して家庭での生徒の様子を見つめるためのポイント等を家庭に知らせ、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。</p> |
| ③
い
じ
め
へ
の
対
処 | <p><いじめの有無の確認>生徒がいじめられたり、いじめたりしているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。</p> <p><いじめへの組織的対応の検討>いじめへの組織的な対応をするためにいじめ対策委員会を開催する。</p> <p><いじめられた生徒への支援>いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。また、法により、重大ないじめ事案やいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案等が発生した際は、警察に適切な相談・通報を行う。</p> <p><いじめた生徒への指導>いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気づかせるなど、適切且つ毅然とした対応を行う。また、当該生徒の心情・周辺の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら健全な人間関係を育むことができるよう指導する。</p> <p><いじめの解消>いじめの解消については、「いじめ行為が3か月以上ないこと」「本人と保護者に『心身の苦痛がない』ことを確認すること」の2点に基づいて判断し、解消後も必要な面談や見守り等を継続する。</p> |